

協議事項 1 「議会基本条例（仮称）の検討」に関する資料集

平成 年 月 日

議会活性化推進会議（第2次・延長後）

目次

第1 総論

- 1 議会基本条例とは…………… P 1
- 2 議会基本条例の全国的な制定状況等…………… P 2

第2 各施策に係る各論

- 1 議会の地位, 役割, 活動原則等…………… P 7
- 2 議会と住民の関係
 - (1) 公開性 (情報公開等) …………… P 1 8
 - (2) 住民参加…………… P 2 1
- 3 議会と執行機関の関係及び議会の権限…………… P 2 7
- 4 議会の組織, 会議の運営…………… P 2 8
- 5 議員の政治倫理・報酬, 政務調査費, 研修…………… P 3 6

第3 他都市の制定経緯等

- 1 三重県議会基本条例…………… P 4 1
 - (1) 条例の全文
 - (2) 制定の経緯等
 - (3) 議会基本条例制定後の動き
 - (4) 議会活性化推進会議 (三重県議会) 調査結果 (平成 20 年 7 月 4 日視察)
- 2 会津若松市議会基本条例…………… P 6 1
 - (1) 条例の全文
 - (2) 条例の概要
 - (3) 条例の制定過程について
 - (4) 議会活性化推進会議 (会津若松市議会) 調査結果 (平成 22 年 7 月 29 日・30 日視察)
- 3 名古屋市議会基本条例…………… P 7 0
 - (1) 条例の全文
 - (2) 条例の概要
 - (3) 条例の制定過程について
- 4 川崎市議会基本条例…………… P 7 7
- 5 栗山町議会基本条例 …………… P 8 1

第1 総論

1 議会基本条例とは

(1) 議会基本条例とは

「議会基本条例」とは、自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応じて優れたまちをつくるために、議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めたもので、当該自治体レベルの議会運営に関する最高法規として位置づけた条例。

(以上、「議会基本条例」という言葉を初めて使った神原勝北海道大学名誉教授による解説)

※条例の概要（三重県条例の例）

- ・議会の基本理念・基本方針を示し、議会運営・議員活動の原則を明記
- ・二元代表制を明記し、議会と知事、県民との関係を規定
- ・会派活動を規定
- ・議会の権能強化のため附属機関、調査機関、検討会等の設置を規定
- ・会議の公開など情報公開の推進を明記
- ・議員の政治倫理を規定 など

(2) これまでの議会活性化推進会議における意見や提案

- （本市議会が、すでに、他の地方議会に先行して行政監視や政策提案の条例の制定に積極的に取り組んでおり、また、議会活性化推進会議の活動を中心とした議会の活性化の取組も進んでいることから）概ね、「議会基本条例についてもその検討を進めてよいのではないか」との認識で一致。
- （この議会活性化推進会議（第2次）の設置期間の関係から）
 - ・仮に、代表者会議において、この議会活性化推進会議の設置期間の延長が認められた場合には、延長後の会議の主要な協議事項としていきたい。
 - ・同条例には議会制度の根幹に関わる重要な論点が数多く含まれることから、相応の時間をかけて各論点を丁寧に検討していく必要がある。

2 議会基本条例の全国的な制定状況等

第1 全国的な制定の動き

全国の制定自治体数 103 (平成22年4月6日現在)

※自治体議会改革フォーラムHPより

<http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikihonjourei-info.html>

1 政令指定都市議会 3

- ①川崎市議会 (平成21年6月17日可決, 同年7月1日施行)
- ②さいたま市議会 (平成21年12月18日可決, 平成22年4月1日施行)
- ③名古屋市会 (平成22年3月19日可決, 同年3月29日施行)

※他に新潟市に制定に向けた具体的な動きがある。

2 都道府県議会 10 ※約2割の都道府県議会で制定

- ①三重県議会 (平成18年12月20日可決, 同年12月26日施行)
- ②福島県議会 (平成20年7月9日可決, 同年7月11日施行)
- ③岩手県議会 (平成20年12月10日可決, 平成21年4月1日施行)
- ④神奈川県議会 (平成20年12月18日可決, 同年12月26日施行)
- ⑤大阪府議会 (平成21年3月24日可決, 同年4月1日施行)
- ⑥大分県議会 (平成21年3月26日可決, 同年4月1日施行)
- ⑦宮城県議会 (平成21年6月16日可決, 同年6月26日施行)
- ⑧北海道議会 (平成21年7月3日可決, 同年7月10日施行)
- ⑨長野県議会 (平成21年10月2日可決, 同年10月15日施行)
- ⑩高知県議会 (平成21年11月27日可決, 同年11月30日施行)

3 福岡県内の自治体 4

- ①久留米市議会 (平成20年12月17日可決, 同年12月26日施行)
- ②春日市議会 (平成21年3月25日可決, 同年4月1日施行)
- ③八女市議会 (平成21年12月11日可決, 平成22年2月1日施行)
- ④小郡市議会 (平成22年3月19日可決, 同年5月14日施行)

4 年度ごとの制定自治体数 (都道府県及び市町村)

年度	自治体数	主な制定自治体
18	5	栗山町(北海道)(全国初), 三重県, 伊賀市(三重県)など
19	12	出雲市(島根県), 北名古屋市(愛知県)など
20	37	福島県, 岩手県, 神奈川県, 大阪府, 大分県, 薩摩川内市(九州初), 久留米市(県内初), 大分市(中核市初)など
21	49	川崎市(政令市初), さいたま市, 名古屋市 北海道, 宮城県, 長野県, 高知県など

合計 103

第2 議会基本条例の規定内容の比較と福岡市の状況

→〔P5～6〕 ※第2次議会活性化推進会議（第18回・H20.9.29）において配付した資料

第3 議会基本条例において本市議会が検討を要すると考えられる規定の例

(1) 開かれた議会の規定（会議等の原則公開等）…三重県・神奈川県

○三重県議会基本条例（抜粋）

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(2) 市民参加の規定（市民報告会等）…神奈川県・大分市など

○神奈川県議会基本条例（抜粋）

第12条

2 県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

(3) 議員間討議・議会の政策提案 …三重県・岩手県・神奈川県・大分県など

○三重県議会基本条例（抜粋）

第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会…等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(4) 反問権 …岩手県・神奈川県・大分市など

○神奈川県議会基本条例（抜粋）

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

○岩手県議会基本条例（抜粋）

第13条

4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事…は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(5) 賛否の公開 …岩手県など

○岩手県議会基本条例（抜粋）

第7条 議会は、次に掲げる取組を積極的に推進すること等により、広聴広報活動の充実を図るものとする。

(3) 議案等に対する議員の賛否の速やかな公表

第4 制定過程における市民参加の例

(1) 大分市議会（平成20年12月15日可決，平成21年4月1日施行）

平成20年7月7日から17日までの間、大分市議会基本条例に関する市民意見交換会を13箇所で開催し，全議員（延べ95人）と市民429人が参加した。

(2) 長崎県 大村市議会（平成20年12月19日可決，平成21年4月1日施行）

平成20年11月4日と5日に，市内8地区で「市民と議会のつどい」を開催し，議会基本条例の素案の概要等について市民と意見交換を実施した。（市民138人が参加した。

など

代表的な議会基本条例の規定内容の比較と福岡市の状況

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況	
議会の地位・役割・機能	地位	1 議事機関・合議機関	○	○	×	×	(抽象的な項目であるため記載が難しいが、本市議会をはじめ地方議会にとっては、いずれの項目も当然の活動原則であると思われる。)	
		2 住民の代表機関	○	○	○	×		
	役割・機能	3 行政の監視	○	○	×	×		
		4 政策立案	○	○	×	○		
		5 論点開示	×	×	○	×		
議会の活動原則	開かれた議会としての活動	—	—	○	○	○		
	住民参加の推進	—	—	○	×	○		
	討論の広場としての活動	—	—	×	×	○		
議員の活動原則	自由な討議の尊重	—	—	○	×	○		
	住民意見の的確な把握	—	—	○	○	○		
	選良・代表にふさわしい活動	—	—	×	○	△		
	住民全体の福祉の向上を目指す活動	—	—	×	○	○		
議会と住民の関係	情報公開・情報提供・説明責任	6 本会議・委員会の公開	○	×	○	○		本会議の傍聴は自由。常任委員会傍聴は事前許可制であるが申請があれば原則として許可している。
		7 議会の情報公開	○	×	○	○		議会も、福岡市情報公開条例の実施機関に入っており、議長(議会事務局)が保有する文書は条例の規定により開示している。また、任意の情報公開の例として、海外視察報告書を議会図書室に配架するとともに議会ホームページに掲載するなどの取組がある。
		8 議会活動の報告会開催	×	×	○ (議会報告会)	○ (議会報告会)		
		9 議会審議の情報提供	○	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。	
		10 重要議案に対する各議員の態度の公表	×	×	○	○		
		11 住民が参加できる会議の開催	×	×	○ (一般会議・前記議会報告会)	○ (議会報告会)		
	住民参加	12 参考人・公聴会制度の活用	○	○	○	○	参考人制度は平成10年以降で5回活用している。	
		13 請願・陳情の位置づけ(政策的提案)	×	×	○	×		
		14 請願・陳情の場合の意見の聴取	×	×	○	×	請願者の口頭陳情は、委員長が許可して、認めることが多い(開会前等)。	
		15 住民・NPO等との意見交換	○	×	○	○		
		16 議会モニター(市民モニター)の設置	×	×	○	×		
議会と執行機関の関係	質疑応答の方式	17 一問一答	○	×	○	○		
		18 首長その他の職員の反問権	×	×	○	○		
		19 会期中・閉会中の首長等に対する文書による質問	×	×	×	○		
	首長の政策提案等の場合の説明事項の規定	—	—	×	×	○	○	
	首長による予算・決算の政策説明資料の作成	—	—	×	×	○	○	
	議員の首長等に対する口頭要求の文書化の要請	—	—	×	×	×	○	
	政策執行に対する議会の評価	—	—	○	○	○	×	

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況	
議会の権限	議決事件の拡大	—	×	×	○	×	一例として、議員提出により「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を制定している。	
議会の組織・会議の運営	委員会の適切な運営	—	△	△	○	△		
		20	委員長報告の自己作成	×	×	×	○	
		21	出前講座	×	×	×	○	
	法定外の会議の設置	—	○ (検討会等)	△ (検討組織)	○ (前記一般会議)	○ (前記議会報告会政策討論会)		
	議員定数	22	別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を制定
	会議の開催	23	定刻の開催	×	×	○	×	定刻の2分前に開会放送・振鈴を行っている
		24	休憩の場合の理由説明・再開時刻の告知	×	×	○	×	再開時間をお知らせしている
		25	傍聴者への資料等の提供	×	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。(再掲)
	議員相互間の自由討議の充実	26	議会が討論の広場であることの認識	×	×	○	○	
		27	議論を尽くした合意形成	○	×	○	○	
		28	町長等の本会議等への必要最小限度の出席	×	×	○	○	
		29	積極的な議員提案の努力義務	○	○	○	○	福岡市議会の「議員提出による政策条例の制定数」は政令市最多
	議会に附属する機関の設置	30	附属機関	○	×	×	×	
		31	調査機関	○	×	×	×	
		32	議会改革推進会議	○	×	○	×	議会活性化推進会議を設置している
	議会図書室の設置・公開	—	△	×	○	○	議会図書室を設置しており、市民にも公開している(許可制)	
	議会広報の充実	—	○	○	○	○	議会だよりの発行、ホームページの充実、インターネット放映、モニター放映など、順次実施している	
会派の活動	—	○	○	×	○			
議会事務局	33	調査・法務機能の充実	△	×	○	○	調査課を調査法制課に改め、法制係を新設するとともに、衆議院法制局への職員派遣などを実施している。	
議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修	議員の政治倫理の確立	—	○	○	○	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」に理念を明記	
		34	別に条例で定める	○	×	×	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」を制定している。
	議員報酬	35	別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市特別職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定している。
	政務調査費	36	別に条例で定める	○	×	○	○	「福岡市政務調査費の交付に関する条例」を制定している。
		37	収支報告書の提出	×	×	○	×	条例で、収支報告書のほか、全ての領収書等の証拠書類の提出を義務付けている。
	議会による研修	—	×	×	○	○		
議員による研修	—	○	△	×	×	本市議会が開催市として、福岡県市議会議長会議員研修会「地方分権と地方議会の展望」を実施。		
他の自治体議会との交流・連携	交流・連携の推進	—	○	×	○	×		

(備考)

・表中「○」は当該項目に関する規定があることを、「×」はないことを示す。「△」はいずれにも分類できない中間的なもの

・表では、議会基本条例の代表例である三重県、福島県、栗山町、伊賀市の各条例を取り上げ、その規定内容の傾向を比較するために単純化しているが、実際の規定ぶりは多様であり、また、規定がなくとも取り組んでいる事項がある点等に御留意いただきたい。

・「福岡市の状況」は代表的なものを記載している。このほかにも、抽象的な項目であるため記載が難しいが、当然に取り組んでいる項目などもあると思われる

第2 各論

1 議会の地位，役割，活動原則等

議会基本条例の前文に現れている理念について（政令指定都市及び都道府県）

以下は、いずれも各自治体の議会基本条例の前文より抜粋したもの。

1 「二元代表制」の確立等について

●福島県議会基本条例

「時代は今，地方分権改革のさなかにあり，地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い，議員の合議体である県議会は，知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として，その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており，県議会のあるべき姿を再確認し，明確にすることが求められている。」

●大分県議会基本条例

「大分県議会は，これまで県民に分かりやすい，県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し，議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め，県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし，ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。」

2 議会の権限や監視機能の強化等について

●さいたま市議会基本条例

「…さいたま市議会は，市の意思を決定する機関として，日本国憲法で保障する主権在民の原理と，直接選挙により選ばれた民主的正当性にに基づき，その果たすべき責務を明らかにし，監視機能，調査機能，政策形成機能などを強化し，揺るぎない地方政府を確立することを通じ，市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し，この条例を制定する。」

●神奈川県議会基本条例

「…県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより，全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと，そして，都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。」

3 議会が行う政策立案・政策提言等について

●三重県議会基本条例

「…本県議会は，住民自治及び団体自治の原則にのっとり，真の地方自治の実現に向け，国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し，知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち，独立・対等の立場において，政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに，政策立案及び政策提言を行うものである。」

●北海道議会基本条例

「北海道議会は、多様化する道民のニーズにこたえるために、議決機関として、及び知事その他の執行機関に対する監視機関としてその責務を深く自覚し、道民に対する必要な情報の公開と説明責任を果たしながら、不断の改革と研さんに努めるとともに、道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し、道政の各分野にわたり積極的に政策の提言を行うため、政策立案機能の強化を図っていかねばならない。」

4 「住民に開かれた議会」であること等について

●川崎市議会基本条例

「市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。」

●宮城県議会基本条例

「…本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかねばならない。」

●高知県議会基本条例

「…こうした中で議会の果たす役割は、ますます重要性を増しており、本県議会には、これまでの活動をさらに推し進め、議会の権限の強化に努めるとともに、議会の基本理念、議員の活動原則等を議員自らが自覚し、これらを県民に示し、議会や議員の使命・役割を明確にすることで、より県民に開かれ、県民から信頼される議会を構築することが求められている。」

5 「議会改革」について

●岩手県議会基本条例

「本県議会は、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の下、合議制の機関として多様な民意を反映しうる議会の役割及び議員の活動規範並びに県民主権の実現に向けた実効ある仕組みをここに明らかにし、県民参加の下で地方議会政治を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託に応える議会のあり方を不断に追求していくことこそが、真の地方自治に結びつくものと確信する。」

●大阪府議会基本条例

「ここに、府議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、これまでの議会改革の取組をさらに進め、府民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。」

●長野県議会基本条例

「ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基

本理念及び基本方針，議員の責務，議員活動の原則，議会と知事その他の執行機関との関係，県民と議会との関係等を明らかにし，将来にわたって県民の負託にこたえていくため，この条例を制定する。」

<参考> 「議会の使命」について

平成 18 年 5 月に全国に先駆けて議会基本条例を制定した北海道栗山町の「栗山町議会基本条例」の前文より抜粋

「…特に地方分権の時代を迎えて，自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日，議会は，その持てる権能を十分に駆使して，自治体事務の立案，決定，執行，評価における論点，争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして，これら論点，争点を発見，公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。」

※北海道栗山町 人口 13,871 人，議員定数 13 人

議会基本条例の前文集（政令指定都市及び都道府県）

1 政令指定都市

①川崎市議会基本条例（平成 21 年 6 月 17 日可決，同年 7 月 1 日施行）

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となってきたおり、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

②さいたま市議会基本条例（平成 21 年 12 月 18 日可決，平成 22 年 4 月 1 日施行）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

2 都道府県

①三重県議会基本条例（平成18年12月20日可決，同年12月26日施行）

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯(し)に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

②福島県議会基本条例（平成20年7月9日可決，同年7月11日施行）

明治十一年六月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は百三十年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

③岩手県議会基本条例（平成 20 年 12 月 10 日可決，平成 21 年 4 月 1 日施行）

戦後の日本を支えてきた中央集権型の行政システムが、社会の構造的変化を受け、様々な問題への対応力を失いつつある今日、自立した地方の創意工夫が活かされる分権型社会の実現が強く求められている。

平成 12 年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られたが、その実現は未だ道半ばである。地方分権改革を成し遂げ、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の行政システムへの転換による「真の地方自治」を実現するため、地方議会の果たすべき役割と重要性は、確実に増してきている。

本県議会は、これまで議会の改革及び活性化に努めてきたが、県政に関する政策の立案及び提言や知事の事務執行の監視及び評価、主権者たる県民への議会活動に関する説明責任や情報公開が未だ十分とは言えない。住民に近い存在であるべき議会が、ともすれば遠い存在として捉えられていたこともまた事実であり、議会及び議員は、その果たすべき本来の機能と存在意義を問われている。

本県議会は、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二代表制の下、合議制の機関として多様な民意を反映しうる議会の役割及び議員の活動規範並びに県民主権の実現に向けた実効ある仕組みをここに明らかにし、県民参加の下で地方議会政治を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託に応える議会のあり方を不断に追求していくことこそが、真の地方自治に結びつくものと確信する。

ここに本県議会は、県民から選ばれた県民全体の奉仕者であることの誇りと、果たすべき役割を自覚し、県民の意向を的確に反映し、県民に開かれた議会、県民に信頼される議会を構築することにより、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

④神奈川県議会（平成 20 年 12 月 18 日可決，同年 12 月 26 日施行）

神奈川県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革を推進してきたところである。

県議会は、こうした改革への取組を更に進め、民意を体現する県議会議員及び県議会の在り方を改めて明確にし、ともに県民の代表である県議会と知事がより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二代表制の確立に努めていくことが重要と考える。

そのためには、広域自治体の議会として、指定都市との関係や道州制の論議の深まりなど地方自治を取り巻く環境の変化も視野に入れ、また、市町村議会の動向も見据えながら、県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。

そこで、県議会として、引き続き、新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを国に強く求め、具現化への努力を重ねていくとともに、一人ひとりの議員が住民意思を把握するための地域での活動や、県政全般に関する調査研究、政策立案等の推進を通じて、県議会の存在の意義を高めていく決意である。

こうした認識の下に、県議会は、活発で分かりやすい議論を尽くし、県の議事機関にふさわしい判断を重ね、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すものである。

ここに、県議会は、多くの県民の意見の集約と調和を図る立場を自覚し、主権者

である県民の視点に立って、神奈川のあるべき姿を希求し、神奈川の未来は、県民のため、県民とともに築いていくものであることを改めて宣言し、将来にわたって、県議会が全力を挙げてその実現に努力することを誓い、この条例を制定する。

⑤大阪府議会基本条例（平成 21 年 3 月 24 日可決，同年 4 月 1 日施行）

地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その役割を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。

議会は地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行監視を行う監視機関としての役割を担っているが、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上は、知事と議会がそれぞれの特性を生かし、住民意思を行政に的確に反映させる仕組みを構築せずして実現され得ないということは言うまでもない。

府議会は、これまでから、府民に開かれた真の地方自治の実現を目指し、一方の代表機関である知事と緊張ある関係を保ちながら、求められている役割を果たすため、様々な改革への取組を進めてきた。

ここに、府議会は、日本国憲法及び地方自治法の本質にのっとり、これまでの議会改革の取組をさらに進め、府民の負託に真摯しにこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

⑥大分県議会基本条例（平成 21 年 3 月 26 日可決，同年 4 月 1 日施行）

平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権を目指した取組がスタートした。これにより、国と地方公共団体とは対等・協力の関係へと変化した。平成 16 年度からの三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われたものの、地方公共団体が自主自立で行財政運営を実施できる体制にはほど遠く、地方分権の実現は未だ道半ばにある。

地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、地方議会が果たすべき役割と責務はますます増大している。

大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。県議会は、今後とも知事等の事務執行の監視及び評価機能の強化と県政に対する積極的な政策立案・政策提言に取り組んでいく。

ここに、本県議会は、県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、主権者である県民の視点に立って、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

⑦宮城県議会基本条例（平成 21 年 6 月 16 日可決，同年 6 月 26 日施行）

本県議会は、これまで議会改革に真摯に取り組み、議員提案により数々の条例を制定するなど、地方自治の確立を目指し、たゆみない努力を重ねてきた。

地方分権改革は、自治行政権、自治立法権及び自治財政権の確立を目指すものであり、国との関係においても地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。

本県議会は、こうした中、自らが持つ権能を最大限に発揮し、知事等と独立かつ対等の立場に立ち、県の議決機関としての意思決定を行うとともに、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに独自の政策立案及び政策提言を行うことにより、県民の信頼と期待にこれまで以上にこたえられる議会活動を遂行していかねばならない。

また、本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかねばならない。

ここに、本県議会は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

⑧北海道議会基本条例（平成 21 年 7 月 3 日可決，同年 7 月 10 日施行）

北海道は、国土の 22 パーセントを占める広大な面積を有し、積雪寒冷という厳しい自然環境の下、多くの先人の英知と努力を傾注して今日まで発展してきた。

北海道議会は、明治 34 年に 35 名の議員により北海道会として開設され、幾多の変遷を経て、昭和 22 年、地方自治法に基づく新たな地方自治体の議決機関として、現在の北海道議会が誕生し、平成 13 年に開設 100 年を迎えた。

平成 12 年にいわゆる地方分権一括法が施行され、また、平成 18 年に制定されたいわゆる道州制特区推進法の対象区域に、我が国で初めて北海道が選定されたことは画期的なことであり、北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現していくためには、道民、北海道議会及び知事その他の執行機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携を深めることによって、新しい時代の進路を拓いていくことが求められている。

近年、北海道においては、少子高齢化の一層の進行に加え、厳しい雇用情勢や、大都市と地方の格差、道財政の健全化等多くの課題が山積し、これらの課題の解決のためにも、北海道議会の果たす役割はますます重要になってきている。

北海道議会は、多様化する道民のニーズにこたえるために、議決機関として、及び知事その他の執行機関に対する監視機関としてその責務を深く自覚し、道民に対する必要な情報の公開と説明責任を果たしながら、不断の改革と研さんに努めるとともに、道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し、道政の各分野にわたり積極的に政策の提言を行うため、政策立案機能の強化を図っていかねばならない。

ここに、我々は、道民の負託に全力でこたえていくことを決意し、北海道議会におけるあらゆる条例、規則等の基礎となる最高規範として北海道議会基本条例を制定する。

⑨長野県議会基本条例（平成 21 年 10 月 2 日可決，同年 10 月 15 日施行）

平成 12 年 4 月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、真の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

⑩高知県議会基本条例（平成 21 年 11 月 27 日可決，同年 11 月 30 日施行）

「自由は土佐の山間より」の県詞に象徴されるように、我が国で最初の国民的な民主主義運動といわれる自由民権運動の発祥の地である本県は、運動の中核を担う有為の人材を輩出し、郷土の先人の精力的な活動は、やがて帝国議会開設等へとつながり、我が国の近代史に大きな足跡を残してきた。

本県議会は、こうした先人の志を継承し、自由闊達な議論を重んじることはもとより、議員発議による政策条例の制定に代表される政策立案や政策提言を行い、また、特別委員会の設置等により監視機能を発揮してきた。こうした取組を通じ、二元代表制の一翼を担さたくう合議制の機関として知事と対等で互いに切磋琢磨する関係を築きつつ、直接選挙により選出された県民の代表として、その意思を県政に反映させ、もって県民の負託にこたえるべく活動を行ってきたところである。

平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行等により、地方自治を取り巻く環境は、大きく変化しており、地方公共団体においては、自己決定権の拡大に伴い、自主性や自立性をよりいっそう高めていく必要がある。こうした中で議会の果たす役割は、ますます重要さを増しており、本県議会には、これまでの活動をさらに推し進め、議会の権限の強化に努めるとともに、議会の基本理念、議員の活動原則等を議員自らが自覚し、これらを県民に示し、議会や議員の使命・役割を明確にすることで、より県民に開かれ、県民から信頼される議会を構築することが求められている。

ここに、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の本質にのっとり、さらなる改革に積極的に取り組み、真の地方自治の実現に向け全力を尽くすことを決意し、県民生活の向上及び県勢の発展に寄与するため、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

<参考>

●大分市議会基本条例（平成 20 年 12 月 15 日可決，平成 21 年 4 月 1 日施行）

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

※大分市 人口 474,122 人、議員定数 46 人

●会津若松市議会基本条例（平成 20 年 6 月 18 日可決，平成 20 年 6 月 23 日施行）

平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

※福島県会津若松市 人口 127,607 人、議員定数 30 人

●栗山町議会基本条例（平成 18 年 5 月 18 日可決，同日施行）

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案，決定，執行，評価における論点，争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点，争点を発見，公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開，政策活動への多様な町民参加の推進，議員間の自由な討議の展開，町長等の行政機関との持続的な緊張の保持，議員の自己研さんと資質の向上，公正性と透明性の確保，議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

※北海道栗山町 人口 13,871 人，議員定数 13 人

2 議会と住民の関係

(1) 公開性（情報公開等）

議会基本条例の制定による具体的な取組事例について

（都道府県・政令市・中核市）

1 開かれた議会（公開性・市民参加）に関する取り組み

(1) 三重県議会の例（平成18年12月20日可決，同年12月26日施行）

●委員会等の原則公開（平成18年12月）

具体的 取組	平成18年12月，委員会の傍聴を許可制から原則公開に委員会条例を改正した。
(参考) 条例の 規定	(委員会等の公開) 第20条 議会は，開かれた議会運営に資するため，委員会等を原則として公開する。

●「みえ県議会出前講座」の実施（平成19年9月～）

具体的 取組	学校からの申込みを受けて，児童，生徒，学生に対して，三重県議会の仕組みや議会改革の取り組みについて，広聴広報会議の委員が出向いて分かりやすく説明し，質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を平成19年9月から実施している。
(参考) 条例の 規定	(広聴広報機能の充実) 第19条 議会は，議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。 2 議会は，広聴広報機能の充実を図るため，議員で構成する広聴広報会議を設置する。

●議員別の賛否の状況の公開（平成20年5月～）

具体的 取組	平成20年5月16日以降の採決について議案等に対する議員別の賛否等の状況を議会ホームページで公表している。
(参考) 条例の 規定	(議会の説明責任) 第7条 議会は，議会運営，政策立案，政策決定，政策提言等に関し，県民に対して説明する責務を有する。

●公聴会の開催（平成20年10月，平成21年4月）

具体的 取組	<p>県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては，県民の意見を聞くため，委員会で必要に応じて公聴会を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月22日「『美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」（政策総務常任委員会） 平成21年4月22日「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について」（健康福祉病院常任委員会）
-----------	---

(参考) 条例の規定	(県民の議会への参画の確保) 第 18 条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。
------------	---

(2) 岩手県議会の例 (平成 20 年 12 月 10 日制定, 平成 21 年 4 月 1 日施行)

●議員別の賛否の状況の公開 (平成 21 年 5 月～)

具体的取組	平成 21 年 5 月臨時会から、ホームページに議案毎の議員別の賛否の状況を掲載している。
(参考) 条例の規定	第 7 条 議会は、次に掲げる取組を積極的に推進すること等により、広聴広報活動の充実に努めるものとする。 (3) 議案等に対する議員の賛否の速やかな公表

●県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」の実施 (平成 21 年 11 月)

具体的取組	岩手県議会基本条例にもとづく新たな取組として、平成 21 年 11 月、県民と岩手県議会との意見交換会「本音で語ろう県議会」を県内 4 カ所で開催した。 意見交換会では、9 月定例会中に開催された決算特別委員会の審議内容を議員が説明し、県民から県議会に対する意見や提言を聴いた。 県民の意見や提言については、全議員が情報として共有したうえで、今後の議会活動に生かしていくこととしている。
(参考) 条例の規定	(県民参加の機会の充実に努める等) 第 5 条 議会は、次に掲げる方法により、県民参加の機会の充実に努めるものとする。 (2) 議会と県民との意見交換の場の設置

(3) 大分市議会の例 (平成 20 年 12 月 15 日制定, 平成 21 年 4 月 1 日施行)

●市民との意見交換会の実施 (平成 21 年 11 月)

具体的取組	平成 21 年 11 月、①議会改革、②議員政策研究会 (全議員で構成) において政策研究課題とする「(仮称) 子どもに関する条例」、③「市議会・市政への意見」の三つをテーマとして、市民との意見交換会を開催した。(市内 13 箇所で開催し、市民 418 人、議員延べ 141 人が参加した。)
(参考) 条例の規定	第 5 条 4 項 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

(参考) 福島県 会津若松市議会の例 (平成 20 年 6 月 18 日制定, 同年 6 月 23 日施行)

●市民との意見交換会の実施 (平成 20 年 8 月～)

具体的取組	市民との活発な意見交換を図る場として、「市民との意見交換会」を年 2 回開催している。(平成 20 年 8 月以降、通算で 4 回開催している。) 意見交換会で出された意見や要望から、議会として取り組むべき政策課題の設定を行い、議会としての政策立案に向けて取り組んでいる。
-------	---

<p>(参考) 条例の 規定</p>	<p>(市民と議会との関係) 第5条4項 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>
----------------------------	--

(2) 住民参加

議会報告会の実施状況（平成21年11月調べ）

議会事務局調査法制課作成

自治体名	大分市（人口474,035人、議員定数46人）	長崎県大村市（人口91,648人、議員定数25人）	福島県会津若松市（人口127,759人、議員定数30人）
1. 名称	市民意見交換会	市民と議会のつどい「語ってみゆーか」	市民との意見交換会
2. 根拠規定 議会基本条例の制定年月日	大分市議会基本条例5条4項 （平成20年12月15日制定）	大村市議会基本条例6条 （平成20年12月19日制定）	会津若松市議会基本条例5条4項 （平成20年6月23日制定）
3. 報告会の 内容(例) ※いずれも平成 21年11月に 開催されたもの の内容	○議会のしくみについて ○議会改革の取り組みについて 【説明及び質疑・意見交換】 ○（仮称）子どもに関する条例について 【説明及び質疑・意見交換】 ○市議会及び市政への意見	○議会報告 ・前回つどいの処理結果について ・平成21年9月定例議会を終えて ○意見交換 ・テーマ「新幹線を活かしたまちづくり」 ○フリートーク（市政全般について意見・要望を伺うもの）	○議会報告 ・9月定例会 ・議会改革の取り組み ○テーマ別意見交換 ・議会活動と議員定数等との関連性及びそのあり方 ・鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)についての議会での検討状況
4. 開催頻度 及び時期	概ね年1回（随時）	年2回（3月及び9月定例会終了後、概ね2月以内※）	年2回（前期1回（5月）及び後期1回（11月）※）
5. 会場	市内13会場	市内8会場	市内15会場
6. 出席議員	全議員（13会場のうち必ず1カ所には参加する）	議長を除く全議員（議員24人が1班6人の4班に分かれて実施）	全議員（議員30人が1班6人の5班に分かれて実施）
7. 市民意見の 取り扱い	○市民意見を踏まえ、会派を超えた政策研究・提言等を行う「大分市議員政策研究会」の議論に反映させるなどしている。	○市民から出た質問や意見を踏まえ、多くの議員が一般質問で取り上げるなどしている。	○市民意見を分析して、市民ニーズや課題等を発見し、特に取り上げて解決すべきものや実現すべき問題を、「政策討論会」（議会としての政策立案等を行う会議の課題テーマとし、それらを協議している）
【参考】 実施実績	○実績（H21.11実施分） 参加者：市民417人（※前回は429人） （1会場平均 議員約11人、市民約32人）	○実績（H21.11実施分） 参加者：市民233人（※前回は97人） （1会場平均 議員6人、市民約29人）	○実績（H21.11実施分） 参加者：市民163人（※前回は293人） （1会場平均 議員6人、市民約11人）

※予算・決算の報告を行うことを念頭に時期が設定されている。

「議会報告会」又は「住民との意見交換会」の概要及びルール（平成22年5月調べ）No.1

福岡市議会事務局調査法制課 作成

自治体名	岩手県（人口1,340,852人、議員定数48人）	三重県伊賀市（人口100,552人、議員定数28人）	北海道栗山町議会（人口13,706人、議員定数13人）
1. 名称	県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」	議会報告会	議会報告会
2. 報告会の内容(例)	○予算特別委員会の審議状況（平成22年度当初予算）	○議会の活動状況 ○予算の審議状況等	○議会内部に関するもの（報酬、活動日数、政務調査等） ○1年間に議決（否決）した主な議案の審議状況 ○新年度予算の主な事業内容等
3. 開催頻度及び時期	○年2回（平成22年度は4月と11月）	○各地区年1回以上	○毎年3月下旬から4月上旬
4. 会場	○県内4会場（広域振興圏ごとに、県の各地区合同庁舎等で開催）	○市内38会場（住民自治協議会単位で、各地区市民センター等で開催）	○町内12会場（連合町内会・自治会単位で、公民館等で開催）
5. 出席議員	○議長を除く全議員が原則年1回は出席。（1班7人程度で構成） ※開催地選挙区選出以外の議員が出席する。	○全議員（1班4～5人の6班編成） ※各班の担当する会場は、各班の代表者の協議により決定。	○全議員（1班4人の3班編成） ※各班の担当する会場は抽選により決定。
6. 議員の役割	○司会進行：広聴広報会議の委員 ○説明：予算・決算特別委員会の委員長または副委員長 ○質疑応答：内容によって、司会委員が割振り（主に所管する常任委員会の委員が回答）等	○司会進行、報告者、記録者等 ○答弁は全員で行う。	○司会進行、報告者、答弁者、記録者等 ○資料づくり、会場の借り上げ、会場の設営・準備なども議員中心に行う。
7. 議員の発言のルール	○特に設けていない。	○議員個々の意見、見解は述べない。ただし、意見、提言聴取時、議員個々の意見を求められた場合にはこの限りではない。	○報告会は議会において決定した事項とし、議員個々の見解を述べるものとはしないと規定。
8. 市民意見の取り扱い	○広聴広報会議において整理し、議長に報告するとともに、全議員に配付し、今後の審議に生かすこととしている。また、知事へ情報提供している。 ※質疑応答等の概要をHPに掲載。	○市行政に対する要望、提言等で重要なものは、班長会議において精査し、議長が取りまとめ、市長に文書で報告するとともに、市長から回答を求めている。 ※報告書や市長の回答書をHPに掲載。	○質問・要望等で重要なものは、議長から町長へ文書等で報告し、その対応を求める。 ※実施結果をHPに掲載。

「議会報告会」又は「住民との意見交換会」の概要及びルール（平成22年5月調べ）No.1

福岡市議会事務局調査法制課 作成

自治体名	大分市（人口474,367人、議員定数46人）	長崎県大村市（人口91,769人、議員定数25人）	福島県会津若松市（人口126,927人、議員定数30人）
1. 名称	市民意見交換会	市民と議会のつどい「語ってみゆーか」	市民との意見交換会
2. 報告会の内容(例)	○議会のしくみについて ○議会改革の取り組みについて ○（仮称）子どもに関する条例について ○市議会及び市政への意見	○議会報告…前回の処理結果、平成22年3月定例会議を終えて（当初予算を中心に） ○意見交換…米軍普天間基地の移設問題 ○フリートーク（市政全般について）	○2月定例会の報告 ○議会活動と議員定数等との関連性及びそのあり方 ○政策討論会分科会の取組状況等
3. 開催頻度及び時期	○年1回程度（不定期）	○年2回（3月及び9月定例会終了後、概ね2月以内）	1地区当たり年2回（前期1回、後期1回）
4. 会場	○平成21年度実績：支所、地区公民館等13ヶ所（次回は未定）	○市内8会場（各地区の住民センター等）	市内15地区（主に公共施設を使用）
5. 出席議員	○各会場（1班あたり10人程度） ※各会場には、議会活性化推進会議の委員及び政策研究会推進チームのメンバー（各3名程度）に加え、地元の議員が参加できるように班構成をした。	○議長を除く全議員（1班6人の4班編成） ※各班に常任委員会の委員を配置する。 ※各班の担当地区は抽選により決定。	全議員（1班6人の5班編成） ※各班の担当地区は抽選により決定。
6. 議員の役割	○会場設営、受付、司会、説明、パソコン操作（パワーポイント）等	○班長、副班長、司会者、報告者、記録者等	○司会、報告者、記録者、受付、会場の利用予約、会場の準備、後片付け等
7. 議員の発言のルール	○明確にルール化したものはないが、市議会主催で開催しているため、会派や議員個人の見解は控えることにしている。	○基本的には設けていないが、議会からの報告については議論の内容についての事実のみを述べることとし、会派や議員の個人的見解を述べることは控えることとしている。	○意見交換会は、市議会が主催し、かつ、市議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであることから、会派や議員個人の見解を述べる場でない。
8. 市民意見の取り扱い	○意見交換会の冒頭、個別の事案についての請願や陳情などはお受けできないことをお願いしている。 ○意見・質問等について、議会活性化推進会議で分類し、所管する委員会等で市長部局等に質問する中、対応を協議した。 ※対応についてHPや議会広報誌等に掲載。	○市民から出た質問や意見を踏まえ、多くの議員が一般質問で取り上げるなどしている。（さらなる意見の反映方法を検討中。） ※結果報告書をHPに掲載。	○市民意見を分析して、市民ニーズや課題等を発見し、特に取り上げて解決すべきものや実現すべき問題を、「政策討論会」（議会としての政策立案等を行う会議）の課題テーマとし、それらを協議している。 ○政策決定後は、政策執行に対し監視及び評価を行い、その結果を市民に説明・報告するという「政策形成サイクル」の構築・実践を目指している。 ※実施結果をHPに掲載。

会津若松市議会市民との意見交換会開催要領

1 開催趣旨

会津若松市議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表するという合議機関としての役割を適切に果たし、会津若松市政の発展に貢献していくためには、大勢の市民と結びついていけるよう、積極的な市民参加を求めていくことが必要である。

会津若松市議会市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、市民との活発な意見交換を図る具体的な場として、会津若松市議会基本条例第 5 条第 4 項の規定に基づき、開催するものである。

2 意見交換会の種類

意見交換会は、地区別意見交換会及び分野別意見交換会で構成する。

- (1) 地区別意見交換会とは、行政区を基本単位として行う意見交換会のことである。
- (2) 分野別意見交換会は、行政分野別に行う意見交換会のことである。

3 地区別意見交換会

(1) 班の編成及び構成

- ① 班は 6 人で構成し、5 班編成とする。
- ② 班編成は、広報広聴委員、所属常任委員会、所属会派、当選回数等を基準とし、常任委員会委員の任期ごとに、広報広聴委員会において協議し、議長において決定する。
- ③ 班に、代表者を置き、構成員の互選によって決定する。

(2) 対象地区

市内行政区 20 を基準に、別表 1 に掲げる 15 地区を対象とする。

(3) 開催回数

1 年を前期及び後期に分け 1 地区当たり前期 1 回、後期 1 回の年 2 回開催する。

(4) 各班の担当地区数

各班は、前期及び後期に、それぞれ 3 地区ずつ担当するものとする。

(5) 各班の担当地区の決定方法

- ① 各班が担当する地区は、班編成後に各班の代表者の抽選によって決定する。
- ② 2 回目以降の担当地区は、別表 2 に基づき、ローリング方式で決定する。

(6) 開催手続き及び周知方法

- ① 各班は、開催趣旨・内容並びに開催日時及び会場について、各地区の代表者と連絡調整するとともに、会場の利用予約を行う。なお、議長を通じての開催通知事務及び会場

利用申請事務は、議会事務局が行う。

- ② 開催日時及び会場の周知は、各区長を通じて「チラシによる組回覧」を行うとともに、「広報議会」、「市政だより」及び「市議会ホームページ」に掲載するものとする。なお、これらの事務は議会事務局が行う。

(7) 説明資料等

- ① 式次第、「広報議会」をはじめ、その他必要な資料については、広報広聴委員会で協議・決定し、統一した共通資料を準備・配付するものとする。
- ② 資料の印刷・準備は、議会事務局において行う。

(8) その他必要な備品等

意見交換会横断幕、議員名札、ボイスレコーダー、受付簿、消耗品（メモ用紙、筆記用具、セロテープ、画びょう等）については、議会事務局で準備する。

(9) 意見交換会次第及び役割分担

次第及び役割分担は、概ね次のとおりとする。

【次 第】	【役割分担】
一 開 会	※司会者（持ち回り）
二 自己紹介	班員全員
三 あいさつ	班代表者
四 議会報告	
1 議会活動報告	※報告者（持ち回り）
2 質疑応答	班員全員
五 市政・議会運営に関する意見交換	班員全員
六 閉 会	※司会者（持ち回り） ※記録者（持ち回り）

※ 開催時間は、概ね1時間30分程度。

(10) 意見交換会の進め方

- ① 各班は、説明資料を踏まえ、事前の打ち合せを行うものとする。
- ② 意見交換会の趣旨は、聴取した市民意見を後ろ盾に、議会内での議論・政策形成につなげていくことにあることから、基本的には「市民の意見・要望の意図・真意等をお聞きする」という姿勢で臨むものとする。
- ③ よって、意見・質問に対して返答等を求められた場合であっても、議会としての考え

方や議論の経過などについて一定の説明責任を果たすよう努めるものとし、執行機関の立場での説得的な説明・答弁等を行わないよう留意する。

- ④ また、意見交換会は、市議会が主催し、かつ、市議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであることから、会派や議員個人の見解を述べる場でない。

ただし、議員個人の考えを求められた場合や市議会における議論の経過を説明する場合などにおいて、議員個人の見解を述べる必要があるときは、容認されることも想定されるが、そのような場合であっても、議会の構成員としての良識ある言動に努めるものとする。

- ⑤ 各班は、意見交換会終了後は、事後の評価・総括を行うものとする。

(11) 報告書の作成、議長への報告及び報告書の公表

- ① 意見交換会における市民の意見、提言及び意見交換内容については、要点記録を行うものとする。
- ② 議長への報告は、別紙様式により、原則として電子データで提出するものとする。
- ③ 報告書は、市議会ホームページ上で掲載・公表するものとする。

(12) 意見等の整理・検討等

- ① 議長は、各班から報告された意見等の整理及び検討について、広報広聴委員会に依頼する。
- ② 広報広聴委員会は、意見等について、議会における対応方針（常任委員会、政策討論会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々）を協議し、その結果を議長に報告するものとする。なお、この協議に当たっては、各班の代表者の出席を求めるものとする。
- ③ 議長は、広報広聴委員会からの対応方針等の報告を踏まえ、適切に対処するものとする。

4 分野別意見交換会

(1) 開催形態等

分野別意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であることから、常任委員会、政策討論会など議会内における政策立案等の必要に応じて開催するほか、各種団体等の要請に応じて開催するものとする。

(2) 担当主体

- ① 分野別意見交換会の担当主体は、その内容、熟度等に応じて、広報広聴委員会で、調整・決定し、議長に報告するものとする。
- ② なお、担当主体は、常任委員、議会運営委員、各派代表者、会派、その他の検討組織等の構成員が想定される。

(3) その他開催に関する手続き等

その他の手続き等については、地区別意見交換会の要領(6)から(12)を準用するものとする。

別表1 地区の分類について

世帯数[7668～ 3,685]	A	①鶴城	②謹教	③城西	④門田	⑤一箕
世帯数[3,389～ 2,178]	B	①行仁	②城北	③日新	④東山	⑤河東
世帯数[2,037～520]	C	①町北・高野	②神指	③大戸	④湊	⑤北会津

別表2 各班の担当地区について

		班	班	班	班	班
今 回	A					
	B					
	C					
		班	班	班	班	班
次 回	A					
	B					
	C					

3 議会と執行機関の関係及び議会の権限

福岡市議会において議決事件等の拡大を行った例

1 出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例<議会への報告を規定>

(1) 概要

平成 16 年当初議会において全会一致で成立。

(2) 条例の内容

出資法人等の締結する高額契約の議会への報告について規定したもの。具体的には次のとおり。

ア、対象となる高額契約

- ①契約金額が 3 億円以上の工事又は製造の請負
- ②契約金額が 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については 1 件 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

イ、報告の内容

契約の目的、契約金額、相手方、契約年月日、履行期限その他の主要な事項

ウ、報告の性質

出資比率 2 分の 1 以上の出資法人（地方 3 公社を含む）は「義務」、4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の出資法人については「努力」。

2 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例<議決を規定>

(1) 概要

平成 18 年 6 月議会において全会一致で成立。

(2) 内容

市行政に係る重要な計画の策定等について議会の議決又は議会への報告を義務付けるもの。具体的には次のとおり。

ア、「基本計画（区基本計画を含む。）」の策定等

- ・議会の議決

イ、「実施計画」及び「各行政分野における基本的な計画」の策定等

- ・立案過程における所管の常任委員会への報告
- ・策定後の議会への報告

4 議会の組織, 会議の運営

議会基本条例の制定による具体的な取組事例について

(都道府県・政令市・中核市)

2 議会の機能（政策立案機能・行政監視機能等）の強化に関する取り組み

(1) 三重県議会の例（平成 18 年 12 月 20 日可決, 同年 12 月 26 日施行）

●検討会の設置・議員間討議（平成 19 年 6 月～）

<p>具体的 取組</p>	<p>各種検討会を設置し、県政の課題に関して議員間討議を交えながら調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしている。 （これまでに設置された検討会） ア 道州制・地方財政制度調査検討会 イ 政策討論会議（テーマ：新しい県立博物館整備のあり方、福祉医療費助成制度の見直し、財政の健全化） ウ 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 エ 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議 オ 議員提出条例に係る検証検討会</p>
<p>(参考) 条例の 規定</p>	<p>(検討会等の設置) 第 14 条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。（2 項省略）</p>

●会期等の見直し（平成 20 年 4 月～）

<p>具体的 取組</p>	<p>議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成 20 年から定例会の招集日を年 2 回に改め、年間会期日数を従来の 100 日程度から 240 日程度に増やした。（平成 19 年 12 月 20 日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決した。） このことに伴い、常任委員会開催日数を増やし、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行うなど議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図っている。</p>
<p>(参考) 条例の 規定</p>	<p>(議会運営の原則) 第 6 条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。（2 項以下省略）</p>

●附属機関の設置（平成 21 年 3 月）

<p>条例の 規定</p>	<p>議会の諮問に応じて議会改革の成果を評価し、課題を調査するとともに、その課題の解決のための方策等を検討し、議会に改革又は改善の提案を行うため、学識経験を有する者等で構成する「議会改革諮問会議」の設置条例を平成 21 年 3 月に制定した。（同年 10 月に第 1 回目の会議を開催している。）</p>
-------------------	--

(参考) 条例の規定	(附属機関の設置) 第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。
------------	--

(2) 大分市議会の例 (平成20年12月15日制定, 平成21年4月1日施行)

●議員政策研究会の設置 (平成19年10月)

具体的取組	会派を超えて議会全体で政策研究に取り組むための検討組織として、平成19年10月、全議員による「議員政策研究会」を設置した。 同会議は、議会基本条例を最初の政策課題とし、市民意見交換会の開催等を経て、平成20年12月、大分市議会基本条例を制定するに至った。 現在は、「(仮称)子どもに関する条例」を政策課題に設定し、同会議における議論を重ねている。
(参考) 条例の規定	(議員政策研究会及び議会活性化推進会議) 第16条 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。(2項以下省略)

(参考) 福島県 会津若松市議会の例 (平成20年6月18日制定, 同年6月23日施行)

●政策討論会の設置 (平成20年10月)

具体的取組	市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図ることにより、政策立案、政策提案及び政策提言を推進していくことを目的とする「政策討論会」を設置している。 ※会津若松市議会では、「政策形成サイクル」という、①「市民との意見交換会」で得られた多数の意見から問題を発見し、発見した問題を一般化することで議会として取り組むべき課題の設定を行う。②次いで、設定された課題について「政策討論会」で調査研究することで具体的な政策として立案・決定するとともに、③政策執行による成果を説明・報告するという一連のサイクルを構築し、実践しようとして取り組んでいる。
(参考) 条例の規定	(政策討論会) 第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

(参考) 北海道 栗山町議会の例 (平成18年5月18日制定, 同日施行)

●議員間相互の自由討議

具体的取組	栗山町議会は常任委員会において常に自由討議を用いている。
(参考) 条例の規定	(自由討議による合意形成) 第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

※反問権について

反問権とは、本会議等において、市長等が議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため反問することができることをいい、これまで制定された議会基本条例の多くで、執行部の反問権を認める規定が設けられている。ただし、実際に行使された例は少ないとのことである。（三重県伊賀市議会において、過去3回行使されたことがあるとのことである。）

・神奈川県議会基本条例の規定

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

・川崎市議会基本条例の規定

第11条2項 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

・伊賀市議会基本条例の規定

第8条2号 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

常任委員会における委員間の討議について

1 会津若松市議会基本条例（議員間討議関連）

【前文】

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

【議員の活動原則】

第 3 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

【議員間の討議による合意形成】

第 12 条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員間討議の必要性、意義等

(1) 議会における討議の本来的な意義

複数の代表者が集う合議機関である議会には多様な声が反映されやすい。地域の中に存在するこのような多様な声が個々の議員を通してそれぞれに反映され、それが議会に集約されてくることによって、議会全体として地域全体を代表する機能が果たされる。また、議会における討論のプロセスが公開され、何が課題であり、どのような選択肢があるのかが示されることを通して、民意の形成が促されることも重要である。議会での討論によって論点が明確になり、それを見聞することによって民意が徐々に形成されていくのが現実的な姿である。

(2) 質疑・一般質問の限界と討議の必要性

このように理解するとき、議会改革において何よりも大切なことは、人々の目の前で、代表者である議員同士が討議をする議会をつくることである。

ただ、現実的には、今、議会で行われていることの中には、「個々の議員」が首長提案の議案に質疑することと、一般質問であり、議員間の討議はほとんど行われていない現状にある。

しかし、これでは、議案に対する質疑にしても、また、一般質問にしても、「個々の議員」が行う限り、「提案した政策」の取捨選択はもっぱら首長によってなされるのが一般的である。

一方で、同じ「政策提案」でも、「議会の中で公開の討論が展開されれば」、首長に提案されてから後の過程は全く違ったものになり得る。すなわち、議員からの政策提案の採否を首

長が決めてしまうことは起こらない。

(3) 議会における討議の具体的なイメージ

それは、まず、①議会の中で賛否両方の意見が出され、相互に反論することを通して争点が明確になる。次に、②その討論を通して争点の在りかを知り、関心を持つようになった市民からの意見が寄せられる。そして、③「議会の中での討議」と「市民意見を聴いた議員が個々に出した結論」の2点を踏まえて議決が行われ、条例や予算の原案可決という形で最終的な「政策の選択」が行われることである。

このようになれば、議員からの政策提案の採否が首長だけに委ねられるということはおこらない。

※ 出所：法政大学廣瀬克哉教授「民主主義の舞台としての議会」より抜粋

3 議員間・委員間討議に係る議事運営のこれまでの試行経過等

(1) 総務委員会における請願・陳情審査の経過

必要に応じて、請願・陳情者の説明や市当局からの説明とそれに対する質問を行ったうえで、委員だけで委員間討議を行い、審査を行ってきた例がある。

(2) 栗山町議会の例

「執行部からの提案も全て是々非々で審議・審査している。議会全体、委員会全体として、問題点の洗い出しを行う。その条例改正案などにより、住民生活にどう影響するか、ということについて、その問題点の整理までは、全議員・全委員で行う。その後は、議員それぞれの考えの中で、政治的スタンスもあるため、最終的には、賛成するか、反対するか、になる。ただ、課題の洗い出しや問題点の整理までは、議会全体・委員会全体でやらなければ、議会力の発揮にはならない。また、特に、委員会において修正案を提案するときは必ず委員間討議を行っている。」

※出所：栗山町中尾修議会事務局長、山梨学院大学江藤俊昭教授「栗山町議会の挑戦」より抜粋

4 各常任委員会の対応について

議案内容等に応じて審査対応するのが基本であり、必ずしも委員間討議を行う必要があるわけではないが、上記を踏まえた基本手順は次のとおり。

【I 事前の議案調査及び論点整理】

- ※8月24日 議会運営委員会「基本フレーム・手順の確認」
8月25日 正副議長及び各常任委員会委員長の打ち合せ「基本フレーム・手順」
↓
①8月26日 内示会「議案・資料の配付」
⇒①各委員へ通知（付託予定議案を調査し論点抽出に着手する旨）
↓
②9月3日前後 定例会招集日「各常任委員会における事前打ち合わせ」
⇒①抽出論点を持ち寄り、論点整理を行う。
②委員間で考えや賛否が分かれる点（争点）の有無を意見交換

- ↓
- ③ 9月3日前後～「委員各位による議案調査」
⇒①議案調査を行い、論点をさらに洗い出し
- ↓
- ④ 9月9日まで 「追加する論点を委員長（事務局）へ報告」
⇒①議案ごとの論点を資料として取りまとめる（各書記）

【Ⅱ 9月10日、11日 各常任委員会の審査】

- ① 市当局からの提案内容・提出資料の説明
- ↓
- ② 「論点整理」を踏まえた市当局への質疑
↓※必要に応じて当局退席
- ③ 必要があれば（委員間で争点がある場合等）、「委員間討議」
↓※当局入室
- ④ 必要があれば、市当局への再度の質疑
- ↓
- ⑤ 討 論
- ↓
- ⑥ 採 決

福岡市における「議員提案による政策条例」の実績とその内容

議員提案政策条例は、地方分権一括法が施行された平成12年度頃から増加し、全国的に関心が高まっているところであり、福岡市議会では、平成10年4月以降、12件の議員提案政策条例が成立し、政令市の中でも最多になっている。

(参考1) 本市議会における議員提案政策条例の一覧（平成10年4月～平成22年3月）

議決年月日	名 称	議決結果
10.10.1	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例案（注1）	可決
議員及び親族の資産の報告等、市議会議員の政治倫理に係る責務等を定めたもの。（注1）		
14.12.18	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例案	可決
ピンクちらし掲示等に罰則を科し、ピンクちらしの根絶を図るもの。		
14.12.18	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例案	可決
路上喫煙に過料を科すなど市民等の各種モラルの向上等を図るもの。		
16.3.26	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例案	可決
取締の実効性を高めるためピンクちらしの定義や禁止行為等を改めたもの。		
16.3.26	出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例案	可決
市の出資する法人の行う高額な契約の議会への報告義務等を定めたもの。		
17.6.22	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案（注2）	可決
政治活動に関する寄附の受領について資金管理団体も議員と同様の取扱いとするもの。		
18.6.21	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例案	可決
市が定める各種行政計画について議会の議決や議会への報告等の義務を定めたもの。		
18.9.15	福岡市議会議員選挙公報発行条例案	可決
市議会議員選挙について選挙公報を発行するもの。		
18.9.15	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例案	可決
風俗関連の営業についての女性のスカウト行為や客の誘いかけ等に罰則を科したもの。		
20.3.25	福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案	修正可決
留守家庭子ども会事業に関して、基本利用料の有料化を維持しつつ、現在3年生までとなっている対象学年を6年生までに拡大するとともに（修正により、段階的拡大が可能となった。）、現在18時までとなっている利用時間を19時まで延長するもの。（基本利用料を無料化し、利用時間を19時まで延長する市長案への対案として提出されたもの）		
20.6.20	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例案	可決
花火、爆竹、バーベキュー等を行う場合の配慮義務に関する規定を加えるもの。		
22.3.26	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例案	可決
生活交通の確保のため公共交通空白地等及び移動制約者に対する施策等を定めたもの。		

(注1) 及び(注2)：本市議会では、他の議会同様、いわゆる資産公開法7条を受けた一般的な「資産公開条例」を平成7年に制定していたが、注1の制定及び注2の改正は、さらに、議員の政治倫理にまで踏み込んだ政策的なものであることから「政策的条例」に加えている。

(参考2) 本市議会における可決成立した修正案の一覧（平成10年4月～平成22年3月）

議決年月日	名 称	議決結果
20.3.25	⑬福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案	可決
留守家庭子ども会事業に関して、対象学年を6年生までに拡大するに当たっては、段階的な拡大を可能にするもの。		
22.3.26	⑭福岡市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例案に対する修正案	可決
子どもの入院費に係る医療費の助成対象を、小学校就学前から小学3年生まで拡大する執行部案に対して、小学6年生まで対象を拡大する等の修正を行ったもの。		

5 議員の政治倫理・報酬、政務調査費、研修

福岡市議会議員に係る費用弁償、政治倫理及び政務調査費に関する条例

1 福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例

(1) 公布日

昭和31年11月12日 条例第44号

(2) 条例の内容

福岡市の特別職に属する非常勤の職員に係る議員報酬，費用弁償及び期末手当について，それぞれの額及びその支給方法を定めているもの。

2 福岡市議会議員の政治倫理に関する条例

(1) 公布日

平成10年10月5日 条例第49号

(2) 条例の内容

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し，その受託者たる市議会議員が，市民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め，市政に対する市民の信頼にこたえるとともに，市民の市政に対する主権者としての自覚を喚起することによって，清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するために，議員と市民の責務，政治倫理基準，資産公開制度，政治倫理審査会による審査，市民の調査請求権，贈収賄罪に対する措置，市等との請負辞退などを定めているもの。

3 福岡市政務調査費の交付に関する条例

(1) 公布日

平成13年3月29日 条例第2号

(2) 条例の内容

地方自治法の規定に基づき，福岡市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，議会における各会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し，交付の対象，額，交付の方法など必要な事項を定めているもの。

37ページから40ページは、著作権法に基づき掲載していません。

第3 他都市の制定経緯等

1 三重県議会基本条例

(1) 条例の全文

三重県議会基本条例（平成18年12月26日三重県条例第83号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 議員の責務及び活動原則（第四条・第五条）

第三章 議会運営の原則等（第六条・第七条）

第四章 知事等との関係（第八条—第十条）

第五章 議会の機能の強化（第十一条—第十七条）

第六章 県民との関係（第十八条—第二十一条）

第七章 議会改革の推進（第二十二条・第二十三条）

第八章 政治倫理（第二十四条）

第九章 議会事務局等（第二十五条・第二十六条）

第十章 補則（第二十七条・第二十八条）

附則

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯(し)に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条

例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第二章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第六条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第七条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第四章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第八条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第九条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第十条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第五章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十一条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第十二条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第十三条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第十四条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第十五条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第十六条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第六章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第十八条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第十九条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第二十条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第二十一条 議会は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第七章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第二十二条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第二十三条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第八章 政治倫理

(政治倫理)

第二十四条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられているこ

とを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第九章 議会事務局等

(議会事務局)

第二十五条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第二十六条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第十章 補則

(他の条例との関係)

第二十七条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 制定の経緯等

三重県議会における議会改革、議会基本条例制定までの経過

1. 「議会に係る諸問題検討委員会」(平成7年10月～平成8年2月)

- 契機…県の官官接待や予算の不適正執行問題への対処
- 構成…議長、副議長及び各派代表者(自民党、県政会、県民連合)の計5名
- 開催回数…5回

〈成果〉

- 会期中の休会日は、議案等に係る調査、会議等により登庁した場合のみ旅費を支給すること
- 優待パスの全廃
- 海外視察の復命書の作成 等

2. 「議会改革検討委員会」(第1次)(平成8年9月～平成9年2月)

- 構成…議長、副議長及び各派代表者(自民党、県政会、県民連合、共産党)の計6名
- 開催回数…12回

〈成果〉

- 県内調査の際の執行部との懇談会の廃止
- 常任・特別委員会の県内調査への執行部の随行廃止
- 三重県情報公開条例の実施機関に議会が加わること
- 本会議における一般質問のテレビ中継の実施
- 委員会の会議録の作成 等

3. 「議会改革検討委員会」(第2次)(平成9年6月～平成10年5月)

- 構成…副議長及び各派代表者(自民党, 県政会, 県民連合, 共産党)の計5名
- 開催回数…10回

〈成果〉

- 選挙区定数調査特別委員会の設置(→同特別委員会での協議の結果, 議員定数を4名減員して51名とする議員提出条例を可決)
- 委員会室に入りきれない傍聴者のためのテレビモニターの設置
- 予算決算特別委員会の設置
- 議長交際費・海外視察・県外調査の定期的情報提供(全議員への報告会の実施等)
- 委員会・全員協議会・議案聴取会の禁煙
- 政務調査室作成資料の図書室での公開等

※議会改革検討委員会(第2次)の廃止に当たり, 以後の改革は, 議会運営委員会又は代表者会議で必要に応じて検討する旨確認

4. 以後の代表者会議における協議の成果

〈成果〉

- 議長, 委員長等の充て職の原則廃止
- 議員連盟の見直し
- 県政調査研究費交付金の一層の適正化
- 議員の海外視察の見直し(議員の海外視察調査時の支度料の廃止, 調査計画書の義務付け等)
- 応招旅費を廃止して普通旅費に一元化(全国初 平成16年4月1日施行)

5. 「二元代表制における議会の在り方検討会」(平成14年4月～平成17年3月)

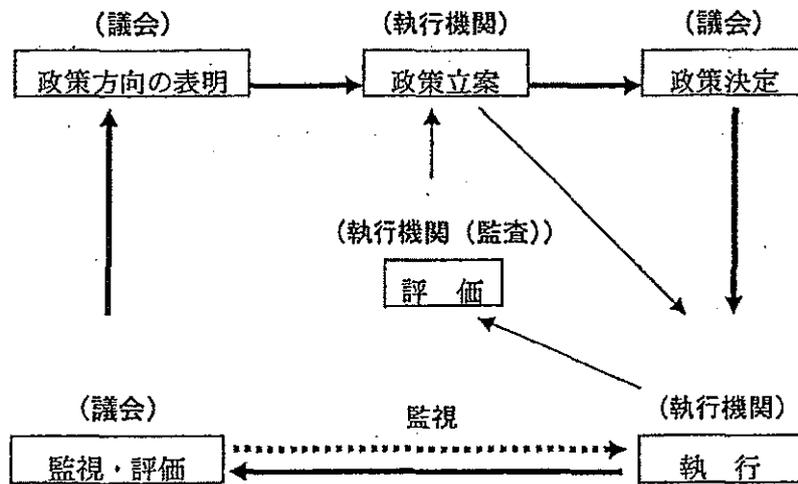
(注) 旧名称「政策推進システム対応検討会」。平成15年12月に改称。

- 契機…執行部が導入した「政策推進システム」に対応
- 構成…全会派より計7名

〈成果〉

- 中間報告「ニュー・パブリック・マネジメント時代における議会のあり方についての調査」(平成15年)
 - 執行機関限りの「Plan-Do-See サイクル」とは別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明(Plan) → 政策決定(Decide) → 執行機関の監視・評価(Do-See) → 次の政策方向の表明(Plan)」を提示(図参照)
- 最終検討結果報告書「二元代表制における議会の在り方について」を発表(平成17年3月30日。同報告書における提言内容は次のとおり。)
 - 議会基本条例の制定
 - 議長の議会招集権
 - 議決事件の追加
 - 議事運営等の改善等(本会議, 委員会, 審議, 調査等の在り方)
 - サポート体制の充実
 - 専決処分の見直し
 - 議員の調査権限等
 - 広報広聴機能の充実

図) 中長期的な視点に立った新しいシステムの構築(政策サイクル)



(※ 「二元代表制における議会の在り方について」(最終検討結果報告書)より)

6. 「三重県議会の『基本理念』と『基本方向』」策定（平成 14 年 3 月 20 日決議→平成 15 年 10 月 10 日に基本方向を 1 項目追加して再決議）

- 〈内容〉
- 基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」
 - 5つの基本方向
 - ①開かれた議会運営の実現
 - ②住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進
 - ③独自の政策提言と政策立案の強化
 - ④分権時代を切り開く交流・連携の推進（平成 15 年に追加）
 - ⑤事務局による議会サポート体制の充実
 - 上記の基本理念と基本方向を達成するための「三重県議会基本理念・基本方向達成システム」の構築（平成 15 年度事業より導入）

7. 「三重県議会議会改革推進会議」（平成 15 年 10 月～現在）

- 構成…全議員
- 位置付け…三重県議会基本条例の制定により、同条例第 22 条の定める「議会改革推進会議」と位置付けらる。
- 備考…「三重県議会議会改革推進会議規約」に基づき運営

8. 「議会基本条例研究会」（平成 17 年 5 月～平成 18 年 5 月）

- 構成…全会派から議員 5 名
- 活動内容
 - ・学識経験者等からの意見聴取
 - ・講演会の開催

9. 「議会基本条例検討会」（平成 18 年 5 月～平成 18 年 5 月）

- 構成…全会派から議員 12 名
- 開催回数…検討会 11 回，幹事会 8 回
- 活動内容
 - ・パブリックコメント実施（平成 18 年 9 月から 1 ヶ月）
 - ・知事との意見交換会（平成 18 年 10 月）
 - ・県内市町村議員との交流を図る「三重県地方議員フォーラム 2006」を開催

10. 三重県議会基本条例の制定（平成 18 年 12 月 20 日。全会一致。）

【出典等】この資料は、三重県議会ホームページ、『地方自治職員研修 2007 年 3 月号』（公職研），『ガバナンス 2006 年 12 月号』（ぎょうせい）等をもとに作成した。

50ページから56ページは、著作権法に基づき掲載していません。

議会活性化推進会議（三重県議会調査）調査結果

1 日時

平成20年7月4日（金） 9:30～12:00 於：三重県議会議事堂602会議室

2 出席者

三重県議会事務局 高沖次長，内藤企画法務課長，畑中主幹
福岡市

おばた久弥 座長（自民党），黒子秀勇樹 副座長（公明党），富永計久 委員（自民党），
大石修二 委員（公明党），栃木義博 委員（民主市民），笠 康雄 委員（みらい），
星野美恵子 委員（共産党），外井京子 委員（ネット），藤本顕憲 委員（福政市民）
（以下，事務局）

百武 調査法制課長，井上

3 調査の概要（主な質疑）

① 広聴広報機能の充実について

18条，19条で，広聴広報機能の充実とあるが，大人向けの広聴はどのように行っているのか。
検討会で提言のあった，タウンミーティングとか，クエスチョンタイムなどは実施しているのか。

（回答）

平成15年から16年にかけて，検討会の提言項目にタウンミーティング等があったが，二元代表
制にこだわった上で，議会基本条例に重点を置いており，その他の項目はあまり検討しなかった。

県民との関係の制度はこれからの課題であり，まず，市町議会との交流・連携を通じて県民と
の関わりを検討していく。

知事は，現在，県内を6ブロックに分けて，首長と「ひざ詰めミーティング」を行い，県民と
は「本音でトーク」を行っている。議会が実施しても同じような議論になってしまうのではない
か。つまり，要望や陳情の場になると思われるので議会として踏み出せないでいる。

そこで，例えば，財政状況や財政指標などの特定の課題を設定した上でのタウンミーティング等
は考えられるのではないか。

② 知事の反問権の付与，書面による質問制度についての検討状況

（回答）

知事の反問権について見解が分かれており，検討会での議論も成熟しなかった。私見であるが，
議員からの質問の内容が不明の場合は，知事は当然反問すべきである。また，自治法上，執行部
からの反問は禁止されておらず，条例において反問権の条文化は不要ではないか。

書面による質問については検討会の最終報告に記載しただけで，実施はしていない。

鳥取県の片山知事（当時）における議会の通告なしの制度を踏まえており，執行部とは書面で
やりとりして，書面を基に議員問討議を活発化することを想定していた。

③ 予算決算常任委における審議について

予算決算常任委において、予算編成過程から調査を実施している。7月に執行部から説明を受け、10月に部局長よりヒアリングをし、12月下旬に中間報告を行っている。3月議会で突然予算案が出てくれば否決となる場合もあるが、早いうちからやりとりする中で、議会の意見が活かされているのか。

(回答)

予算編成時点からの関与について、先進的という感覚はない。執行部はホームページで予算編成過程を県民にオープンにしていることで、議会に出す前に県民に見えているため、むしろ当然と思う。

例えば新しい県立博物館整備については、県民は期待しているが、他の行政ニーズや厳しい財政状況を踏まえた上で、博物館にかかる適正な財政規模を議会が見極めるのは不可能である。議会はあくまで博物館の役割・機能を検討すべきであり、予算常任委での執行部とのやりとりは意見交換にとどまっている。

④ 議会活動の結果、予算が具体的に結実した事例はあるのか。

(回答)

福祉医療費助成制度の見直しについて検討会を設置し、議会内部の認識を高めてから提言を行った。その後、議会において執行部と議論し、予算の補正が行われた。

⑤ 議会主導の政策表明型の新しいサイクルについて

検討会で、議会がまず政策の表明を行う新しいサイクルを提言していたが、条文化に当たり、条例の目的は県民の負託にこたえたとあり、政策として県民に還元するサイクルを明文化したということか。条例施行後に執行部への提言が受け入れられた事例はあるのか

(回答)

条例によって県民の負託にどう答えていくかを明文化したものであるが、以前検討会で提言した新しい政策サイクルについては、かなり観念的・理念的なものであり、執行部を拘束するという法的問題点があったため、政策表明については、現在では各会派からの提言にとどまっている。

福祉医療費助成制度の見直しについての提言は執行部から受け入れられた。

⑥ 議会基本条例の制定に当たり、各会派間での調整はどのように行ったのか。

(回答)

条例化した前任期は、3会派のみであり、自民、民主系、自民系であった。保守系の9期の議員(議長)が改革に熱心でありリーダーシップをとり、「議会が一团とならないと執行部に対抗できない」との思いがあった。また地方議会に与野党はなく、むしろ首長に対して議会は「野党的役割」を担うべきとの思いもあった。

民主の条例案に他の2会派は反対していたが、議長の強いリーダーシップの下、改革に熱心に取り組み、条文をまとめた。

⑦ 代表者会議の公開について

条例では「議会の公開」とあり、代表者会議だけでなく、議会の人選も含めて公開している。一方で公開すると自由な協議ができないという懸念もあったのではないか。

(回答)

懸念はあったが、公開できないという理由はなく、特に議論はなかった。委員長ポストなどの割り振りもオープンにしている。

オープンにすることで新聞等から批判されても、批判を受けてさらに議員は勉強されている。

食の安全・安心の確保について条例化した際も新聞から批判があったが、県民の代表として発言に責任を持つべきという意識で、批判も覚悟すべきだろうと思う。

⑧ 条例素案に対する知事からの5つの疑問とは何か。

(回答)

知事からの疑問は、(1)自治法に抵触するのではないか。(2)政策立案は知事がすべきものではないか。(3)条例を執行すると予算がかかりすぎるのではないか。というのが主なものであった。

そこで、前文に、「憲法及び地方自治法の範囲内において」と加えた。また、知事からの再議もなかった。

⑨ 25条2項の事務局独自の任用制度はどう実現しているのか。

(回答)

議会としての姿勢を示すために規定をおいたもので、具体的に議会が独自の任用を行うのは不可能に近いのではないか。

⑩ 議員の身分について

条例は、第28次地方制度調査会を踏まえていると思う。議員の身分の問題は大きいと思うが、議員の定義付けはどのように検討したのか。

(回答)

議員は通年的に活動しているが、議員の身分は非常勤特別職と同じであり不明確であるため、法的位置づけの明確化を要望していた経緯がある。

⑪ 会期が2会期となり、228日となっているが、その実態はどうか。

(回答)

あくまで会期であり、実質の開催日数ではない。

⑫ 平成14年に議案を否決した事例は特別なのか。

(回答)

議案の否決は条例がなくても行えるもので、特に特別な事例とは思わない。

⑬ 常任委員会のモニター設置の実施方法は

(回答)

常任委員会のモニター中継については、本県では、6委員会中、1日で最多でも3委員会の開催としている。そこで、使用していない隣の委員会室で中継放送している。

2 会津若松市議会基本条例

(1) 条例の全文

会津若松市議会基本条例（平成 20 年 06 月 23 日条例第 19 号）

平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重ねる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第 2 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。

- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

(広報広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

(附属機関の設置)

第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。
(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。
(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第 17 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第 18 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議員の政治倫理)

第 19 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成 20 年会津若松市条例第 20 号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務調査費)

第 20 条 会派の代表者は、会津若松市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年会津若松市条例第 1 号)第 2 条の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第 21 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(継続的な検討)

第 22 条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 条例の概要

3 議会基本条例の内容面の特徴[平成 20 年 6 月 18 日原案可決、同月 23 日施行]

- (1) 市民意見を起点とした政策形成サイクル（前文及び第 2 条）
 - ・ 当初は、議員だけの合議体のまともに関心
⇒ 「市民意見を後ろ盾」にした「骨太の合議体」への変化
- (2) 各派代表者会議の条例化（第 4 条第 4 項）
 - ・ 2008 年地方自治法改正前
- (3) 市民との関係（第 5 条）
 - ・ 市民との意見交換会→「双方向性」と「多様性」を担保 [地区別+分野別] 第 4 項
 - ・ 請願・陳情を市民提案とする旨の規定なし
※ 検討当時は、市民参加、直接参加に対する課題認識が希薄だったこと、さらに、請願者からの説明の機会は従来から事実上行っていたことなどから規定を見送った。
なお、これまでの一連の政策サイクル実践を通じ、市民世論の喚起を通じた請願・陳情提案の重要性、市民からの政策提言等の促進の必要性をあらためて認識しているところであり、これらも含めた制度設計が今後の検討の基本方向と考えられる。
- (4) 広報広聴委員会の設置（第 6 条）
 - ・ ただし常任委員会化せず
∴①委員会機能の円滑發揮、②広聴の対外的機能發揮と議会内手続きとの合理的調和、
※なお、常任委員会化の必要条件は通年議会等
- (5) 附属機関の設置（第 7 条）
 - ・ 附属機関としての政治倫理審査会設置の一般規定
- (6) 議決責任の明確化（第 8 条）
 - ・ 間接的ではあるが、説明責任をブリッジとして条例上の責任を担保（∴議決責任の直接的な法的責任不可及び執行責任へ帰着することとの均衡を考慮）
 - ・ 議決責任（8 条）と議員間討議（12 条）との関連
- (7) 市長等との関係（第 9 条）
 - ・ 96 条 2 項の議決事件の規定の見送り
 - ・ 論点情報の提供の具体的規定の見送り
- (8) 議員間討議（第 12 条）
 - ・ 最重要テーマ（後述）
- (9) 政策討論会（第 13 条）
 - ・ 政策形成のインキュベーター機能
 - ・ 二面性＝「模索状態の議会活動を育てる機能¹ ＋政策研究機能」
- (10) 二元代表制を踏まえた予算の確保

¹ 田口一博『地方自治法改正をめぐって（上）100 条 12 項・議会活動の範囲の明確化と会議規則について』自治総研 2008 年 9 月号

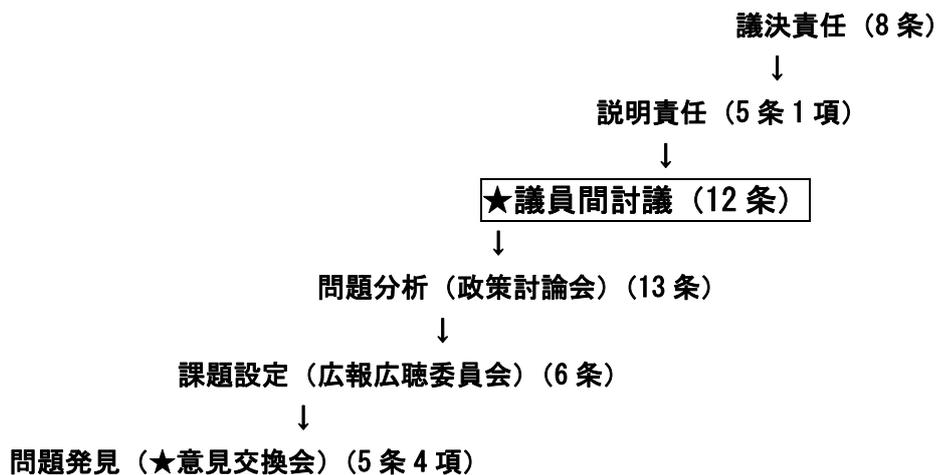
4 議会基本条例の全体構造 ⇒ 単純化した2つのとらえ方

5条（市民）、6条（広報広聴）、8条（議決責任）、12条（議員間討議）、13条（政策討論会）

(1) 全体構造A「政策形成サイクルの主要3ツール」

- i 市民との意見交換会（5条4項） ～ 意見聴取（政策形成サイクルの起点）
- ii 広報広聴委員会（6条） ～ 意見整理→問題発見→課題設定
- iii 政策討論会（13条） ～ 問題分析→政策立案

(2) 全体構造B「議決責任からバックキャスト的にみると・・・」



(3) 制定の経緯等

I 議会基本条例の制定プロセス

1 一般の議会改革のスタート ～ 平成19年5月

⇒ 議長提言～「会津若松市議会における議会改革について」 ★資料編「資料3」
「政策」としての「議会改革の理念・基本方向・検討事項」

(1) 外部環境分析 ～ 地方分権一括法は「機会」と「脅威」の両面

- ・ 議会の役割増大（機会） ⇒ 責任増大（機会&脅威）
- ・ 会津若松の疲弊する地域経済、厳しさを増す財政状態への危機感（脅威）

(2) 内部環境分析 ～ 会津若松市議会の弱みを克服し、強みをいかす

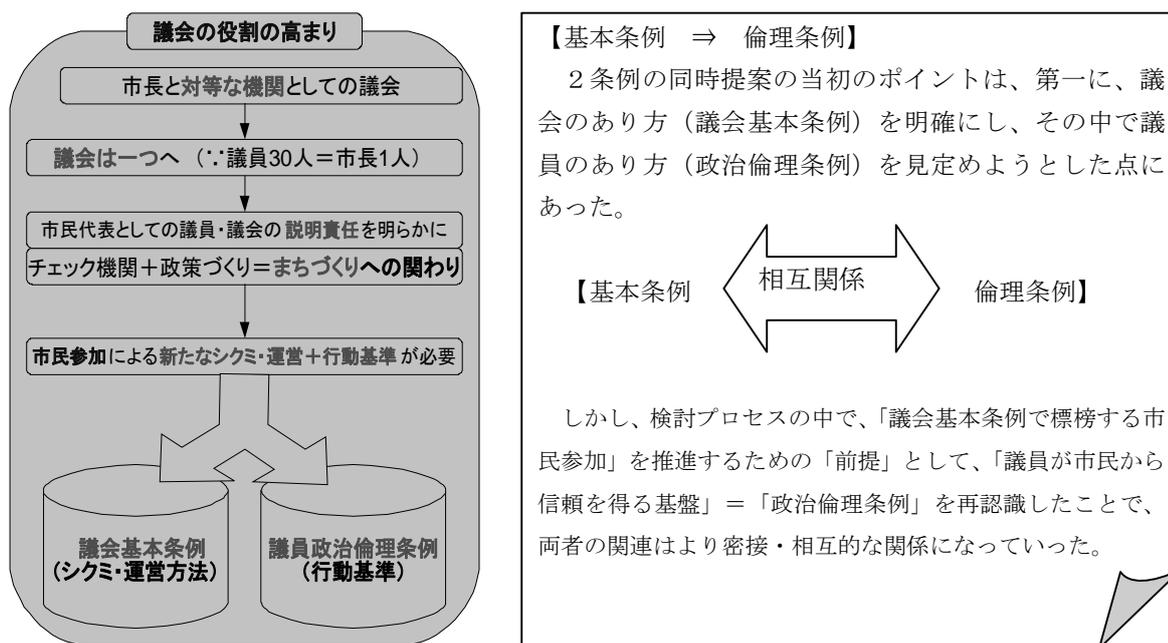
- ・ 弱み ⇒ 合議体としてのまとまり↓
- ・ 強み ⇒ 活発な議論+民主的な政治風土

※ 弱みを克服し、強みを生かす方向性 ～ 合議体としての一体感

⇒ 国・中央でなく、市民に向き合い、議員間で議論→政党に安住しない→地域の振興

(3) 議会改革の主要ツールとして「議会基本条例&議員政治倫理条例」を位置づけ

2 議会基本条例&議員政治倫理条例の同時検討・提案の考え方



3 議会制度検討委員会 ～ 概要と特色 ★資料2

(1) 平成19年7月設置・諮問（諮問は資料3がベース） ～ 20年6月の答申を目指して

(2) 委員会の構成

- ・ 当初：構成イメージ＝【±議員】＋【+公募市民】＋【+学経委員】＝+3
 - ↓
 - ・ 実際：乗数的効果＝【±議員】×【+公募市民】×【+学経委員】＝+3+α
- ※ 外部委員のビルトイン → 実質的な附属機関としての試行

4 検討フレームの特色

⇒ 議会改革 (基本条例+倫理条例)

【内部・外部環境】	⇒ 強み+弱み+機会+脅威 (SWOT)
【理論研究】	⇒ 神原勝教授、松野光伸教授の御指導
【事例研究】	⇒ 伊賀市議会安本美栄子議員の御協力
【市民参加】	⇒ 公募市民委員+パブコメ+試行的意見交換会 (150人・80項目)
【将来展望】	⇒ 人口減少・財政縮小のトレンドを直視し、持続可能性の追究へ
【内部調整】	⇒ 検討プロセスの節目節目で議員全員協議会を開催し、中間報告

【メモ：議会基本条例の検討プロセスにおける「政策法務」上の意義】

i 議会基本条例の定義 ～ 神原勝教授定義¹

- ・ 議会基本条例とは、
自治体の政府制度である二元代表制を首長と対等に担う議会が、
主権者である市民の負託に応えて優れたまちをつくるために、
議会運営の理念・理念を具体化する制度・制度を作動させる原則などを定めた条例であって、
当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置づけたもの

ii 政策法務の定義 ～ 多様な定義 (政策の定義の多様性)²

- ・ 政策法務とは・・・
「自治体が、住民福祉の向上とその人権・権利の実現を図るために、すでにある法の体系をもとに、より地域の行政ニーズに即した自主的な法システムを、積極的に設計・運用すること」³
※ 共通事項 ⇒ 政策法務は「政策実現」のための「ツール」
- ・ 政策法務と関係学問
法学、行政学、経済学、会計学、経営学 (経営戦略、マーケティング等)、公共政策学 etc⁴

iii 政策法務の観点からみた会津若松市議会基本条例の意義

(1) 設計面 ～ 議会改革の「基本理念・方向・改革事項」を明示した上で条例検討に着手

- ・ 議会改革という「政策」を実現するためのツールとして「条例」を位置づけ (★資料3)
- ・ 前提：SWOT分析が大前提。強み、弱みをいかに認識 (可視化) するか？

(2) 運用面 ～ 政策形成サイクルの確立・運用へ

- ・ 制定後は当然に、条例をツールとした政策形成が可能となる (政策形成サイクル、後述)
- ・ 動けない・動かない条例→東京財団調査企画「●●議会基本条例を斬る」⁵。

¹ 神原勝・橋場利勝『栗山町発・議会基本条例』公人の友社、2006年、54頁参照

² 兼子仁・北村喜宣・出石稔共編『政策法務事典』ぎょうせい、2008年、2頁、3頁参照

³ 兼子・北村・出石前掲注1著、3頁参照

⁴ 兼子・北村・出石前掲注1著、18頁以下参照

⁵ <http://www.tkfd.or.jp/admin/files/kihon.pdf>

(4) 議会活性化推進会議（会津若松市議会）調査結果（平成 22 年 7 月 29 日・30 日視察）を掲載予定

3 名古屋市議会基本条例

(1) 条例の全文

名古屋市議会基本条例（平成 22 年 3 月 29 日条例第 14 号）

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 市民と議会(第 4 条—第 6 条)

第 3 章 議会と市長(第 7 条・第 8 条)

第 4 章 議会の運営(第 9 条—第 15 条)

第 5 章 議員定数・議員報酬等(第 16 条・第 17 条)

附則

私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている。

近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められていく中、名古屋市政をより市民の視点に立ったものとしていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実・強化が求められている。

そこで、私たち名古屋市会は、活動理念を明らかにし、本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら抜本的な議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例(以下「議会基本条例」という。)は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。

(議会の役割及び活動原則)

第 2 条 議会は、二元代表制の下、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及

び評価を行う。

(3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。

(4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行う。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。

(2) 積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。

(3) 充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。

(2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。

(3) 議員は、市民の代表であることを自覚し、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持って公正かつ的確な判断を行う。

(4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。

(5) 議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。

第2章 市民と議会

(市民参加の促進、市民の多様な意見の反映)

第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。

2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会の確保に努める。

3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。

4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

(広報の充実)

第5条 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。

2 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。

3 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。

(情報の公開)

第6条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会

議等の日程、議題等を市民に周知する。

- 2 議会は、会議を休憩するとき又は変更のあるときは、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知するように努める。
- 3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。
- 4 議会は、重要な議案についての議員ごとの賛否を公開する。
- 5 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

第3章 議会と市長

(市長等との関係)

第7条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行う。また、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。

- 2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

(予算等に対する議会の役割)

第8条 議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。

- 2 議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように求めることができる。
- 3 議会は、予算又は市政に係る重要な政策等の提案を受けたときは、必要に応じて、市民の意見を聴取する会を開催するなどにより、市民の意見を審議に反映させる。
- 4 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。
- 5 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。

第4章 議会の運営

(会議の運営原則)

第9条 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。

- 2 議会の会議等は、公開を原則とする。
- 3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

(会期等)

第10条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、必要な審議日数を確保する。

- 2 議会は、前項の目的を達成し、また市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができる会期を定める。

(委員会活動)

第11条 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、委員間の討議も行い、その経過や結果を本会議において的確に

委員長が報告し、その機能を十分に発揮する。

- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。
- 3 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。
- 4 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目標、期間を定めて、課題の審議、調査を行う。なお、設置目的が達成された場合は、機動的に改組又は廃止する。

(質疑応答の基本原則)

第 12 条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。

- 2 会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択する。
- 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

(会派の位置付け)

第 13 条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う。

(政策立案機能及び調査機能の強化)

第 14 条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。

- 2 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。
- 3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。
- 4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。
- 5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。
- 6 議会は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができる。

(図書室の充実)

第 15 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、市民が利用しやすい運営をするとともに、その機能を強化する。

- 2 議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。

第 5 章 議員定数・議員報酬等

(議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方)

第 16 条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。この場合、民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる。

2 議員定数については、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保し、人口比例等を考慮し、別に条例で定める。

3 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、本市の財政規模、事務の範囲、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

(政務調査費に関する基本的な考え方)

第 17 条 政務調査費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務調査費による活動成果を市民へ報告するよう努める。

2 政務調査費に関しては、別に条例で定める。この条例を制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 条例の概要

※平成 22 年 3 月 19 日可決，同年 3 月 29 日施行

1 制定に至る経緯

平成 21 年 12 月に名古屋市議会基本条例制定研究会を発足し，約 4 カ月の間に，9 回の会議を開催し，また，外部有識者を招聘しての講演や勉強会，パブリックヒアリング・市民意見募集等を経て，平成 22 年 2 月定例会において，名古屋市議会基本条例を可決成立させた。

2 前文に現れている理念

「…私たち名古屋市会は，活動理念を明らかにし，本市の住民自治と民主主義を発展させ，市民生活の向上を図るため，自ら抜本的な議会改革に取り組み，市民の声を聴き，市民の視点から政策立案，政策提言できる議会を目指すことを決意し，この条例を制定する。」（名古屋市議会基本条例 前文より抜粋）

(参考)

第 1 条 この条例…は，地方自治の本旨に基づき，市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより，市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに，市民に開かれ，市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。

3 特色ある規定

(1) 市民参加の促進等（第 4 条関係）

- 請願審査等における口頭陳情の実施，市民議会演説制度の実施など，市民参加の機会の確保に努める旨を規定（2 項）
 - ↳ 名古屋市会市民 3 分間議会演説制度を平成 22 年 2 月定例会より実施
- 議会が議会報告会を開催する旨を規定（4 項）
 - ↳ 平成 22 年 4 月 16 日～18 日に市内 5 会場で議会報告会を開催

(2) 情報の公開（第 6 条関係）

- あらかじめ会議等の日程，議題等を市民に周知する旨を規定（1 項）
- 重要な議案についての議員ごとの賛否を公開する旨を規定（4 項）

(3) 予算等に対する議会の役割（第 8 条関係）

- 市長等は，予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては，議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。（4 項）
- 議会が予算を伴う条例案を提案するときは，必要に応じて，市長と協議する旨を規定（5 項）

(4) 政策立案機能等の強化（第 14 条関係）

- 議会が必要と認めるときは，議決により，学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する旨を規定（2 項）
- 議員は，議員間における討議を通じて，政策立案，政策提言等を積極的に行うとともに，必要に応じ，検討会等を設けることができる旨を規定（4 項）

(3) 制定の制定過程について

名古屋市議会基本条例の制定過程について

年月日	名古屋市議会基本条例制定研究会の活動等
平成 21 年 12 月 3 日	<p>第 1 回会議及び基調講演 講師：片山さつき氏（前衆議院議員）</p> <p>議題：研究会の設置ほか</p>
12 月 15 日	<p>第 2 回会議及び基調講演 講師：児玉克哉氏（三重大学人文学部教）</p> <p>議題：研究課題の本市会の現状と他議会の状況について</p>
平成 22 年 1 月 5 日	<p>第 3 回会議</p> <p>議題：(1) 研究課題シート（会期等の見直し，市民参加，広報の充実，会議・情報の公開），(2) 費用弁償その他</p>
1 月 19 日	<p>第 4 回会議</p> <p>議題：(1) 研究課題シート（議会の役割・活動原則，会派の位置づけ，市長との関係，政策立案機能及び調査機能の強化，定数等議員の身分），(2) 前回の議論その他</p>
2 月 2 日	<p>第 5 回会議及び講演 講師：駒林良則氏（立命館大学法学部教授）</p> <p>議題：(1) 研究課題シート（予算等の議会への説明，会議の運営原則，委員会活動，反問権を含む質疑応答，図書室の充実），(2) 前回の議論その他</p>
2 月 16 日	<p>第 6 回会議</p> <p>議題：これまでの議論のまとめ</p>
2 月 22 日	<p>◎座長私案提示（→分科会で検討）</p> <p>議会基本条例制定研究会勉強会 講師：福嶋浩彦氏（東京財団上席研究員／前我孫子市長），中尾修氏（前北海道栗山町議会事務局長），赤川貴大氏（東京財団政策研究部）</p>
3 月 1 日	<p>第 7 回会議</p> <p>議題：(1) 分科会からの意見の検討，(2) 市民からの意見聴取方法</p> <p>◎名古屋市議会基本条例制定研究会中間報告書公表</p>
3 月 6 日	<p>パブリックヒアリング</p>
3 月 15 日	<p>第 8 回会議</p> <p>議題：(1) 市民からの意見聴取の結果，(2) 今後の進め方，(3) その他</p>
3 月 18 日	<p>第 9 回会議</p> <p>議題：条例草案について</p>
3 月 19 日	<p>名古屋市議会基本条例案 提出・可決成立</p>

※福岡市議会事務局調査法制課作成（名古屋市会ホームページより編集したもの）

4 川崎市議会基本条例(平成 21 年 6 月 17 日制定)

川崎市議会基本条例 (平成 21 年 6 月 23 日条例第 21 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 議会及び議員 (第 3 条～第 5 条)

第 3 章 議会と市長等との関係 (第 6 条～第 8 条)

第 4 章 議会運営 (第 9 条～第 11 条)

第 5 章 市民と議会 (第 12 条～第 14 条)

第 6 章 議会の体制整備 (第 15 条～第 18 条)

第 7 章 他の条例との関係等 (第 19 条・第 20 条)

附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となってきたこと、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(条例の尊重等)

第 2 条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

第 2 章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。
- (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
- (2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。
- (3) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般

に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更にあたっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更

(3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答等)

第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。

4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

第5章 市民と議会

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

5 栗山町議会基本条例(平成 18 年 5 月 18 日制定)

栗山町議会基本条例 (平成 18 年 5 月 18 日条例第 17 号)

栗山町民 (以下「町民」という。) から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会 (以下「議会」という。) は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長 (以下「町長」という。) とともに、栗山町の代表機関を構成する。この 2 つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。) が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則 (昭和 63 年規則第 1 号) の内容を継続的に見直すものとする。

3 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則 (平成 2 年規則第 1 号) に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の

傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

- 2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。
- 8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。
- 9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画
- (2) 栗山町都市計画マスタープラン
- (3) 栗山町住宅マスタープラン
- (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援行動計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務調査費

(政務調査費の交付、公開、報告)

第10条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニターの設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者（以下「議会サポーター」という。）を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反す

る議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 25 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 26 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 19 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 33 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年条例第 8 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

【 出 典 】

第 1 総論

1 議会基本条例とは

P 1 「平成 21 年 10 月 23 日 第 2 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

2 議会基本条例の全国的な制定状況等

P 2 「平成 22 年 4 月 27 日 第 6 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

P 3～6 「平成 21 年 10 月 23 日 第 2 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

第 2 各施策に係る各論

1 議会の地位，役割，活動原則等

P 7～17 「平成 22 年 2 月 10 日 第 5 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

2 議会と住民の関係

(1) 公開性（情報公開等）

P 18～20 「平成 22 年 2 月 10 日 第 5 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

(2) 住民参加

P 21 「平成 21 年 12 月 7 日 第 3 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

P 22 「平成 22 年 6 月 8 日 第 7 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

P 23～26 「平成 22 年 7 月 29 日・30 日会津若松市議会視察受領資料」

3 議会と執行機関の関係及び議会の権限

P 27 「平成 20 年 8 月 5 日 第 17 回活性化会議（第 2 次）配付資料」

4 議会の組織，会議の運営

P 28～30 「平成 22 年 2 月 10 日 第 5 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

P 31～33 「平成 22 年 7 月 29 日・30 日会津若松市議会視察受領資料」

P 34・35 「平成 22 年 10 月 22 日第 9 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

5 議員の政治倫理・報酬，政務調査費，研修

P 36～40 「平成 22 年 10 月 22 日第 9 回活性化会議（第 2 次・延長後）配付資料」

第3 他都市の制定経緯等

1 三重県議会基本条例

- (1) 条例の全文
- (2) 制定の経緯等
- (3) 議会基本条例制定後の動き
- (4) 議会活性化推進会議（三重県議会）調査結果（平成20年7月4日視察）
P41～P60「平成21年10月23日 第2回活性化会議（第2次・延長後）配付資料」

2 会津若松市議会基本条例

- (1) 条例の全文
- (2) 条例の概要
- (3) 条例の制定過程について
P61～68「平成22年7月29日・30日会津若松市議会視察受領資料」
- (4) 議会活性化推進会議（会津若松市議会）調査結果（平成22年7月29日・30日視察）
P69 「平成22年10月22日第9回活性化会議（第2次・延長後）配付資料」

3 名古屋市議会基本条例

- (1) 条例の全文
- (2) 条例の概要
- (3) 条例の制定過程について
P70～76「平成22年4月27日 第6回活性化会議（第2次・延長後）配付資料」

4 川崎市議会基本条例

- P77～80「平成21年10月23日 第2回活性化会議（第2次・延長後）配付資料」

5 栗山町議会基本条例

- P81～86「平成21年10月23日 第2回活性化会議（第2次・延長後）配付資料」